

海賊版サイトの ブロッキング問題について

2018.7.7

情報法セミナーin京都

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿

海賊版サイトブロッキングをめぐる経緯

2017年	海賊版サイト（漫画村）による被害	<p>月間アクセス1億6千万人 (96%が日本からのアクセス)、被害額は約3千億円との指摘</p>
2018年2月16日	知財本部委員会、非公開でブロッキングについて議論	
2018年4月6日	政府が、緊急避難を根拠に、3海賊版サイトのブロッキングを要請するとの報道	
4月11日		JILIS情報通信法制研究TF「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言」
4月13日	知財本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急方針」	EMA、MIAU、主婦連、ICSA等の批判
4月22日		JILIS緊急シンポジウム
4月23日	NTTほかグループ3社「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」	弁護士によるNTTコムに対する訴訟提起（4月26日）
4月27日	<p>海賊版3サイトは閉鎖・接続が不安定。NTTグループはブロッキングを未実施</p>	JILIS情報通信法制研究TF「NTTグループ『インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について』に対する意見」
6月3日		JILIS情報通信法制研究TF「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」
6月22日	知財本部、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議を開催	

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却される**ものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当**と考えられる。
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

緊急対策の論点

- ✓ ブロッキングが通信の秘密を形式的に侵害する行為
- ✓ 「緊急避難の要件を満たす場合には」遮断が許される
- ✓ 政府による緊急の要請ではなく、あくまで民間の自主的な対応
- ✓ 3サイトへ限定するのが適当



- ▶ 3サイトの遮断が緊急避難に当たるとは明言していない
- ▶ 要請こそしないものの、ISPに「自主的」に遮断するよう「忖度」を求めているか
- ▶ 例外である緊急避難が、違法有害情報一般に対する遮断にまで広がることへの、歯止めがない
- ▶ 政府の下で独立性のない協議体が基準を策定することは検閲に当たるおそれ

電気通信事業法上の通信の秘密

▶ 通信の秘密の保護範囲

- ① 通信の内容
- ② 通信の存在それ自体に関する事実

「通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号などの当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容が推知されるような事項全て」

例：IPアドレス、ポート番号、通信履歴、利用明細、発信者情報、個々の通話に関する位置情報等

▶ 通信の秘密の侵害

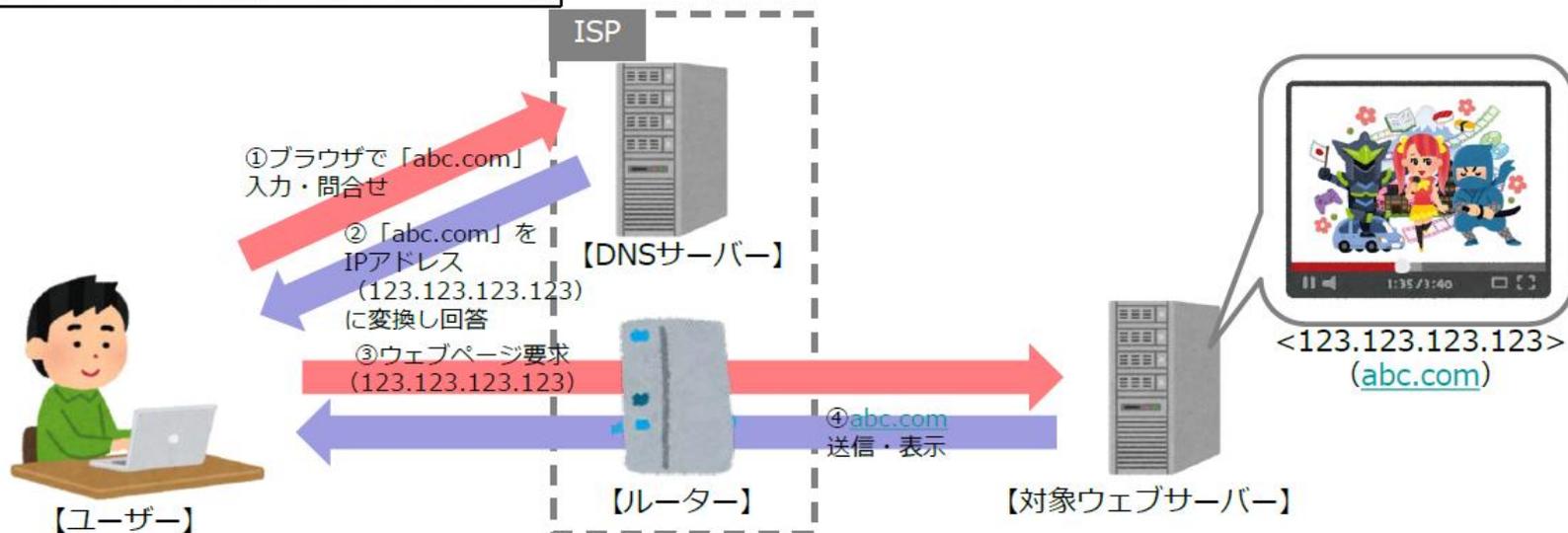
- ① 知得：積極的意思で知得しようとする行為
- ② 窃用：発信者・受信者の意思に反する利用
- ③ 漏洩：他人が知り得る状態におくこと

✓ 利用者の同意または正当化（正当行為、正当防衛、緊急避難）がなければ違法

(参考) サイトブロッキングの概要

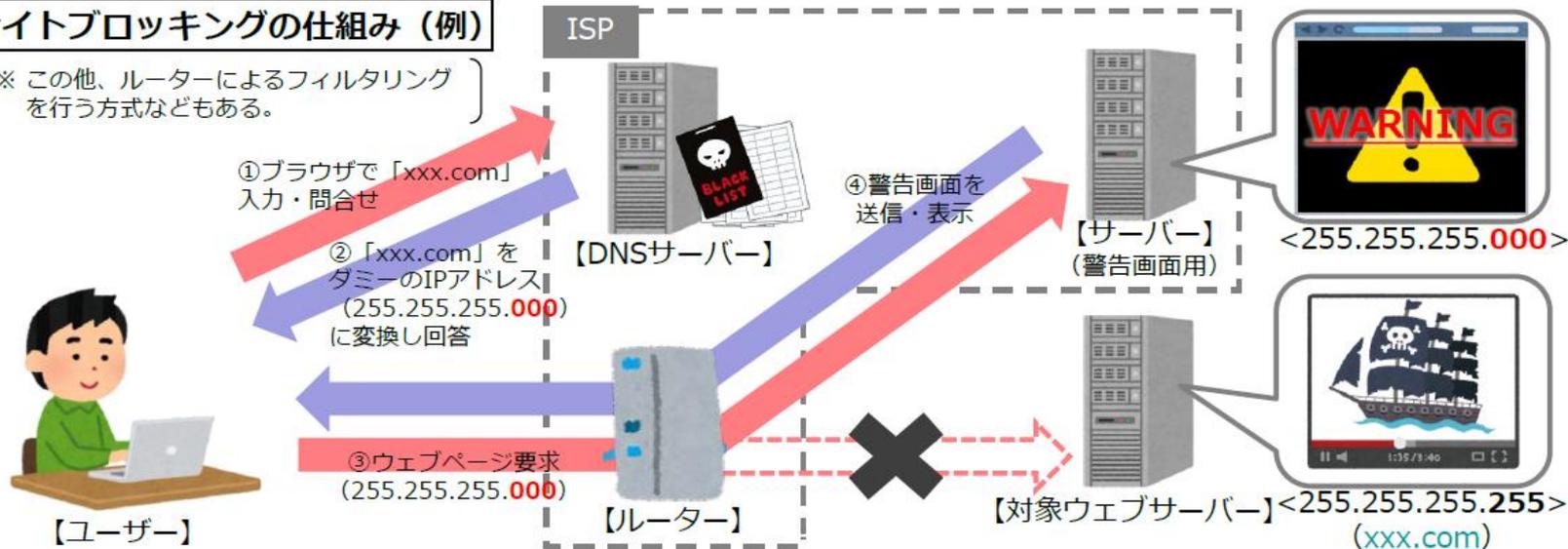
サイトブロッキングとは…インターネット利用者がインターネット上のサイトやコンテンツにアクセスしようとする際、インターネットサービスプロバイダ (ISP) 等が閲覧を強制的に遮断する措置。

インターネットの流れ (非ブロック時)



サイトブロッキングの仕組み (例)

※ この他、ルーターによるフィルタリング
を行う方式などもある。



緊急避難（刑法37条）

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。

- ✓ 自殺予告事案の警察への通報
- ✓ 児童ポルノサイトのブロッキング

- ✓ 「児童ポルノがウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で児童の権利等に対する現在の危難の存在を肯定する余地がある。そして、検挙や削除が著しく困難である場合に、より侵害性の少ない手法・運用で、著しく児童の権利等を侵害する内容のものについて実施する限り、補充性及び法益権衡の要件も満たし得ると考えられる。
もっとも、ウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で一般的に危難の存在を肯定することができるのは、児童ポルノ流通による法益の侵害が典型的に著しく重大かつ深刻であるというきわめて特殊なケースだからであり、およその他の違法有害情報一般に妥当するものではなく、安易に他の侵害行為一般への応用が許されるものではないことに留意することが必要である。」（安心協児童ポルノ対策作業部会最終報告書(2010)）

JILIS情報通信法制研究TF「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」の概要

1. 現行法のもとで可能な法的措置の再精査と実践

※海外事業者が関わる場合の、民事訴訟・執行法制そのものの不備

2. 自主的な取組の推進

フィルタリング、広告収入を断つための関係事業者の取組

ICSA・CODAの協議、出版社側のホワイトリスト

3. ブロッキング立法の課題

(1) 立法事実の十分な検討

被害実態の精査、ブロッキングの実効性、海外の法制・運用の検討

(2) 他のブロッキング主張に対する影響の考慮

他の知的財産権、リベンジポルノや名誉毀損、フェイクニュース対策

(3) 制度設計における課題

著作権と通信の秘密・表現の自由との較量、オーバərbロッキングのおそれ、補充性、実効性、費用負担

司法型：個々のプロバイダーを訴えるのか？、侵害者でないプロバイダーを被告にするのか？

行政型：検閲・事前抑制、判断の中立性・客観性

共同規制型：関係当事者のスキームへの参加、透明性

著作権法改正、電気通信事業法改正、特別法？

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）

アリキ 有木	セツジ 節二	(一社) 電気通信事業者協会専務理事	ノマ 野間	ヨシノブ 省伸	(株) 講談社 代表取締役社長	
イシカワ 石川	カズコ 和子	(一社) 日本動画協会理事長 日本アニメーション(株)代表取締役社長	ハヤシ 林	いづみ	弁護士、桜坂法律事務所	
ウエノ 上野	タツヒロ 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授	フクイ 福井	ケンサク 健策	弁護士、骨董通り法律事務所	
カワカミ 川上	ノブオ 量生	カドカワ (株) 代表取締役社長	ホリウチ 堀内	ヒロキ 浩規	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟理事・通信制度部長	
ゴトウ 後藤	タケロウ 健郎	(一社) コンテンツ海外流通促進機構代表理事	マエムラ 前村	アキノリ 昌紀	(一社) 日本ネットワークインフォメーションセンター インターネット推進部部长	
シンド 宍戸	ジョウジ 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授	マルハン 丸橋	トオル 透	(一社) テレコムサービス協会サービス倫理委員長	
セオ 瀬尾	タイチ 太一	(一社) 日本写真著作権協会常務理事 (公社) 日本複製権センター代表理事	◎	ムライ 村井	ジュン 純	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長
タテイシ 立石	トシアキ 聡明	(一社) 日本インターネットプロバイダー協会副会長	モリ 森	リョウジ 亮二	弁護士、英知法律事務所	
◎	ナカムラ 中村	イチヤ 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授	ヤマモト 山本	カズヒコ 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
ナガタ 長田	ミキ 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長	ヨシダ 吉田	ススム 奨	(一社) インターネットコンテンツセーフティ協会理事	

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/gijisidai.html

インターネット上の海賊版（侵害コンテンツ）対策

配信側に対する対策

- 資金源遮断（オンライン広告出稿抑止）
- 運営者等への削除要請
- 侵害コンテンツ共有サイトのドメイン閉鎖
- その他（海外政府等への働き掛け（協力要請）、技術的保護手段の研究、当局による取締り等）

サイトブロッキング

B国

【レジストラ】



ドメイン
(xxx.com)
登録

アクセス

リーチサイト対策

【リーチサイト】

ドメイン閉鎖

A国

【侵害コンテンツ共有サイト (xxx.com)】

【サーバー】

広告出稿抑止

本日の広告

<https://www.xxx.com/yyy1>

【ユーザー】



アクセス

リンク

意識啓発・キャンペーン

視聴側に対する対策

- リーチサイト対策
- サイトブロッキング
- 国民への啓発活動
- その他（インターネット検索サービスにおける検索結果表示抑止、ブラウザ及びセキュリティソフト開発会社におけるフィルタリング、正規版流通促進、当局による取締り等）

削除要請

C国

【サイト運営者】



運営
(侵害コンテンツ掲載)

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）

第1回 6月22日（金）8：30～10：00

- 本検討会議の設置の背景及び検討のスコープについて

第2回 6月26日（火）9：00～11：00

- 正規版流通の取組状況について①
- これまでの既存の海賊版対策に関する実効性評価について①

第3回 7月18日（水）13：00～15：00

- 正規版流通の取組状況について②
- これまでの既存の海賊版対策に関する実効性評価について②
- 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備の方向性について（諸外国における海賊版対策の概要含む）



<第4回以降の予定>

第4回 7月25日（水）14：00～16：00

第5回 8月24日（金）17：00～19：00

第6回 8月30日（木）8：00～10：00



9月中旬頃

- 「中間取りまとめ（案）」について
（→ 「中間取りまとめ（案）」に対するパブリックコメント）

主な論点

1. 検討のスコープ（全体像）

- ① 正規版流通の更なる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備
- ② 現行法令下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価
- ③ 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方

2. 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備に係る論点

- （1）制度整備のあり方
- （2）ブロッキングに係る制度整備を行う場合の論点
（通信の秘密、表現の自由、検閲等との関係）
（他の法益侵害に対する検討要否）
（著作権侵害に関する立法措置における論点）
- （3）その他の法制度に関する論点

参考文献

- ✓ 安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキンググループ報告書(2010)
- ✓ JILIS情報通信法制研究TF「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」(2018年6月3日)
<https://jilis.org/proposal/data/2018-06-03.pdf>
- ✓ 大島義則「『著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム』参加レポート」NBL1122号(2018)
- ✓ 成原慧「海賊版サイトのブロッキングをめぐる法的問題」法学教室453号(2018)